

ヒルファディング”株式会社論”に関する覚え書

三好, 正巳

<https://doi.org/10.15017/2920538>

出版情報：経済論究. 14, pp.43-59, 1964-10-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



ヒルファディング「株式会社論」に

関する覚え書

三 好 正 巳

はじめに

独占理論の中核に、株式会社についての理論を据える方法は、すでに幾つかの例をみるところである。その場合、たんに純粹論理的規定を与えたものにすぎない株式会社論では、そこからは独占理論としては何もでてこないであろう。論理的規定と同時に歴史的規定を含むものとしてのみ、独占理論そのものの展開として、その意味で独占理論の中核となりうるであろう。すなわち、株式資本ないし株式会社を歴史的的概念としてとらえることは、とりもなおさず、そのようなものとしての具体的把握を意味し、資本一般の規定がその段階においてどのように復活するかを明らかにすることである。一般的規定（＝一般性論）の復活＝個別性論というわれわれの理解は、現段階諸事象の中に一般的規定の存在形態を暴き出すという方法によるものではなく、その前に、一般的規定から個別性論への展開という方法をとるべきであろうことは、『資本論』の方法——たとえば価値の実体規定から形態規定にいたるという方法——に照してみて明らかであろう。すなわち、ここでも上向法は固執されるべきである。

ところで、ヒルファディング以来の株式会社論は、株式会社の一般的規定におわり、形態規定としての具体的諸規定を与えられた株式会社論としての把握がほとんどみられない。すなわち株式会社論は株式会社論であって、独占理論そのものとは直接には無関係なものとしてとらえられている。たしかに、『資本論』で株式会社がとりあげられているのは一般的規定においてであるが、しかし、だからといって独占理論ないし独占理論の中核としての株式会社論が全く別個の論理で展開されねばならないとはいえないであろう。そうではなく、むしろそのような一般性論の中で位置を与えられているが故に、個別性論への展開が可能であり、株式会社についての一般的規定にたいし、その一定歴史段階

与えられる具体的内容をもった株式会社の理論としての株式会社論が対置されうるのである。それにしても、伝統的株式会社論においては資本集中を資本動員とみることによって資本集中と支配集中との貨幣資本的統一はあるが、それは他の諸個別資本と無関係に個別独占大資本という把握と、持株支配などを通じての資本支配という、いわば個別資本的把握に表現されざるをえない。そしてそのような展開根拠こそ、伝統的な株式会社論であり、株式会社制度論にはかならないのである。そこにおいては、株式会社制度を独占利潤機構——独占資本主義段階の再生産構造の特徴——としての、ブルジョア社会の経済的総括基軸として理解することは不可能にならざるをえないであろう。

そこで、われわれはヒルファディングの株式会社論にそのような伝統的な株式会社論での欠陥の原型をみとめ、その批判的吟味によってわれわれの株式会社論の筋道を確かめようというのである。そのために、まず第一にヒルファディング信用論の誤謬がいかん擬制資本の把握をねじまげているか。したがってそれと関連するかぎりでの「資本の動員」の内容をも吟味しなければならない。第二に、そこでの彼の理解が株式会社論にどう影を落しているかということの検討をなさねばならないであろう。

—

ヒルファディング『金融資本論』の流通主義的傾向——そのまま独占理論における流通主義的理論に帰着する——は、すでにその第一篇「貨幣と信用」に発する。そしてそれは貸付資本の無理解において結実している。といっても、彼に貸付資本なる概念が全くないのではない。ただ、彼においては所有としての資本概念が理解されず、したがって貸付資本についても循環形態としての側面でしかとらえられていないのである。こうして「この貸付資本は現実には生産的資本の貨幣形態にはかならない⁽¹⁾」という理解に導かれざるをえないのである。かかるヒルファディングの貸付資本理解は、擬制資本の把握に影響せざるをえなかった。擬制資本のもつ経済的内容はおくとしても、擬制資本自体の発生の問題は機能と分離された所有としての資本の成立ということにこそある。循環形態の側面でしかとらえないヒルファディングでは、どのようにその発生

が説明されるのであろうか。「貸付資本を生産資本の貨幣形態」となすことから、貨幣形態にあるということにおいて「単なる形態」であるにすぎず、さらには「純粹に計算的に存在する」ものとして、擬制資本への飛躍はあと一步である。そしてあとはただ、貸付資本と擬制資本なかんずく株式資本との同一性が説明されればよいわけである。彼においては、この場合株式資本——「株式形態で用立てられた貨幣資本」の意味でつかわれている——と貸付資本とが擬制化を媒介にして差異性が撤去される。⁽²⁾株式資本が利子率で規制——配当の利子化という意味で——されて、貨幣形態への復帰を擬制資本として可能にするということである。かくて株式資本は擬制化することによって貸付資本と一致する。これについてヒルファディングは次のようにいっている。「今や随時個人にとって『実現される』ものとなる株式資本に、全く貨幣資本の性格を与え⁽³⁾る」と。しかし、もともと彼においては貸付資本を資本の循環形態の側面にとらえ、したがって貨幣資本としてとらえるのであるから、株式資本と貸付資本との同一性の媒介契機としての擬制化の意味も、たんに資本循環上の問題以上ではありえないであろう。たとえば貸付資本と株式資本の二つの区別にしても、まさに形態上の問題でしかない。利子率の確定・不確定性にしても、資本還流のあり方にしてもがそうである。資本の所有と機能との矛盾から生ずる貸付資本の個性の問題として、擬制資本をとらえてのみ明らかにされる擬制資本の発生の問題を不明ならしめるとともに、擬制資本と貸付資本とは循環形態として同じものであるという全く無内容な規定をしか与えないのである。

さて、このようなヒルファディングの理論は、彼の資本の「動員」の理論においてより具体的ななかたちでその難点を暴露する。彼が貸付資本を資本の循環形態にとらえることによって、あとは形態転換の問題は即機能転換の問題である。すなわち、貨幣資本の産業資本への転換の問題である。

そこで「資本信用」は銀行信用とすりかえられる。⁽⁴⁾それは貸付資本の産業資本への転換を媒介するための操作にはかならない。この転換には困難がある。といっても循環形態としての範囲をこえるものではない。したがってこの困難は利潤率均等化にからむものであって、(1)産業資本における固定資本の非流動性、(2)資本規模からくる困難である。そこでこれは、一つには擬制資本の形成

によって克服の基礎が与えられる。しかも擬制資本化は銀行自らの新しい機能⁽⁵⁾によって実現するものと考えられている。銀行のこの機能が「資本の動員」という機能である。したがって、ここでは「資本信用」は銀行信用におきかえられているのである。ところで、かかる転化の媒介契機として銀行信用を介入せしめることによって、一つの新しい問題がつけくわえられる。銀行の新しい機能において、貨幣資本蓄積での銀行の役割、ないしは貸付資本形成での銀行の意味についてである。ヒルファディングが、貸付資本を貨幣資本以上には理解しないかぎり、貸付資本の問題としてはただだんに遊休貨幣資本の集積の問題しかなく、何らの質的に新しい問題をもつけくわえるものではないのである。新しい問題としては量的問題として、「社会の全貨幣に対する銀行の支配」にかんする問題のみである。彼において「資本信用」と銀行信用とのすりかえができたのも、貸付資本と貨幣資本との同次的解釈によるものであり、そこからは「資本信用」と銀行信用との同次性も、極めて安直に導きだされるものたることを運命づけられていたのである。

銀行資本をこのように位置づけるにしても、なお幾つかの問題がのこる。すなわち、銀行資本はそれが「資本にとっては、銀行経営も、他の各部面と異なる一投下部面」であり、したがって「資本は、この部面で産業または商業の部面におけると同じ価値増殖可能性を見出すであろう場合にのみ、この部面に流入するであろう」⁽⁶⁾。だとすれば、そのような企業としての銀行が、さきへのべたような媒介契機となるためには、ヒルファディングでは貸付資本と銀行資本を同義に解するかぎりでは自己資本と他人資本との区別をもちこむことが必要であった。貸付資本を貸付可能貨幣資本そのものとして、銀行資本と一致させるためには貨幣資本の銀行への集積があればそれでよかったのであり、それ以上の何ものをも必要としない。また、自己資本と他人資本とは、貸付資本が貨幣形態としての側面で変わりが無いということから、簡単に他人資本の自己資本化が導きだされる。というのも、もともと自己資本と他人資本の間には本質的な区別が存在していないからである。自己資本と他人資本とを区別する⁽⁷⁾ 内的契機は、「自己資本は、借入資本のように随時返還を請求されることもなく、したがって遙かにより大きな安全性をもって産業的投下に固定されうる」

ことにおいて他人資本から区別するだけのものでしかない。だからあとは分割比率のみの問題がのこり、本質的な分割としてではなく、外的契機による(1)計算的な自己資本の量的確定と、(2)「生産過程および流通過程のその時々から生ずる諸規定」にもとづく他人資本の自己資本への転化の限界規定があるのみである。「貸付資本一般の需要供給によって利子率が確定され、この利子率は、銀行がその処理しうる自己または他人の貨幣の貸付によって受取る銀行の総利得を規定する」が、この総利得が預金利子と純利得とに分割される。自己資本はこの純利得を一般の利潤率で資本還元した範囲をこえることができないとある。これが、ヒルファディングの理解である。銀行が一つの経営として自身の経営資本にたいして平均利潤を要求することは、彼の前提においても明らかであった。またそれ故に平均利潤をあげるためには預金をより多く集め貸付可能貨幣資本を集積することと、その貸付を確保することが必要であったのである。ところがヒルファディングでは、そのようなものとしてではなく、純利得から逆算的に自己資本として量定するのであるから、彼における自己資本は銀行経営資本とは異質のものである。したがって、せっかく自己資本と他人資本を区別しても、貨幣資本の産業資本への転態の媒介環として銀行資本を導入するにしても、銀行資本がただ貨幣資本の現実的存在形態を表示するもの以上の何ものをも意味しないであろう。さて、銀行の企業としての利得は、「銀行に支払われる利子と、銀行の方から預金に支払う利子との差額」である。ところが銀行による預金獲得競争——ただし、ヒルファディングでは純利得の大きさが預金に補償せねばならない利子の高さに規定されていることのほかに、銀行資本の拡大は問題にされていないが、それというのも彼の数量說的紙券理論が背景にあるからであろう——は預金利子を引きあげる。そこでヒルファディングにとって問題になるのは銀行資本の拡大ではなく、銀行資本の自己資本と他人資本との分割比率だけの問題である。この分割が意味するものは、自己資本は「それを産業に固定しうるため、発行利得を得るため、そして産業を支配しうるため」に、銀行にとって重要なのであるということである。ところで、貸付可能貨幣資本のうち支払媒介（「流通信用」）に用いられる部分を控除した残余が、「資本信用」に用立てられるのである。この「流通信用」と

「資本信用」への分割は、「それ自身の客観的に制約された諸規定，すなわち生産過程および流通過程のその時々⁽⁷⁾の状態から生ずる諸規定」にもとづく。だからこの限界内において，他人資本の自己資本への転化＝擬制化が可能になるのである。こうしてヒルファディングでは，自己資本と他人資本との分割は「処理可能資本」の「資本信用」と「流通信用」との分割に対応する規定以上のものではないのである。その結果，銀行の純利得は自己資本によるものとして，長期的には「発行利得」と一致するということにもなる。ただし，そのようにいうるといっても，ヒルファディングが自己資本＝「資本信用」とおく理論操作の結果によるものである。かくて利子率の果す機能は無視される。

さて，銀行資本の介入と，自己資本と他人資本との分割との問題は，「諸私人の処分可能な貨幣資本」集積による「処分されうる貸付資本」の形成にとって，まず銀行信用を前提しなければならないことをしめす⁽⁸⁾。同時に，産業資本が株式資本として存在するかぎり⁽⁹⁾で貨幣資本の産業資本への転化が可能となるが，それは銀行の介入によって私的諸個人の貨幣資本が集積されて銀行資本に代位されることにおいて行なわれる。これが銀行の新しい機能たる「発行と投機」である。かくて貨幣資本の産業資本への転態の全過程が銀行信用の介入によってなされること，これが「資本の動員」である。そして，ここにおいて「擬制資本の二重化が行なわれたことになる。貨幣資本は擬制的には銀行株式資本に転化され，かくして現実には銀行の所有に移る。この銀行資本が今や擬制的には産業株式に転化され，現実には生産資本の諸要素に，生産手段および労働力に，転化される⁽⁹⁾」のである。こうして貨幣資本の産業資本への転態の過程は，銀行の介入において二重の擬制化の過程として行なわれるのである。これがヒルファディングの「資本の動員」の意味であり，彼の擬制資本についてのさき⁽¹⁰⁾にみたような理解が，ここにおいてこのように結実するのである。

- (1) ヒルファディング『金融本資本論』岡崎訳，(上)，307頁。
- (2) 同書，174頁以降参照。
- (3) 同書，177頁。
- (4) この点については，デ・ローゼンベルグによって指摘ずみのことである（『資本論註解』梅村訳3巻3分冊，765頁）。
- (5) ヒルファディング，前出，(上)，222頁。

- (6) 同書, 305頁。
- (7) 同書, 306頁。なお高木暢哉教授は、自己資本を経営銀行資本、他人資本を運用銀行資本と規定されている。この両者の区別は、貨幣取引と貸付取引との区別から導かれる（『銀行通論』191頁以降）。もちろんヒルファディングでも貨幣取引資本から自己資本への展開ははかられてはいるが、すぐにそれは放棄されて全く別個な論理によって説明されるのである。というのも、そのような規定をなすとすれば、銀行の純利得を発行業務の結果とし、それが自己資本によって生み出されるとすることにより貨幣資本の産業資本への転態を銀行資本に媒介せしめることを困難にすると考えたからであろう。ヒルファディングが、結局は自己資本をそのように恣意的に規定することによってのみ、銀行信用を「資本信用」におきかえることが可能だったからである。これもまた、彼が媒介環としての信用の役割は理解しながら、信用そのものを理解しなかったことの帰結にほかならない。
- (8) ヒルファディングでは、貨幣資本一般の集中であって、マルクスのように貸付可能貨幣資本の蓄積においての区別、すなわち「貸付資本への貨幣の単なる転化」と「貸付資本に転化される貨幣への資本または収入の転化」とを区別しないのである。この点に関して、ローゼンベルグは次のようにいっている。「ヒルファディングにあっては貨幣資本家たちの貨幣資本が別個に取扱われていないことである。かれはこれを、あるいは生産資本家たちの休息資本に属させ、あるいは国民の他の諸階級の貨幣形態における所得に属させている。これもまたかれの反マルクス主義的信用論の帰結である」（前出、3巻3分冊、767—8頁）と。
- (9) ヒルファディング、前出、(上)、313頁。
- (10) 「資本の動員」の意味をこのようにとらえるならば、ヒルファディングの“*Mobilisierung*”を「動化」と訳すよりも（馬場克三「株式会社論に関する覚え書」、九大『経済学研究』28巻2号、9頁）、「動員」と訳しておく方が、銀行資本の介入によって具体化される貨幣資本の産業資本への転化の内容が、より明確に表現されるのではなかろうか。

二

擬制資本ないし株式資本についてのこのような理解が、株式会社論にどのように反映しているかが、次での課題である。

まず、配当の利子化からむ問題から検討してみよう。ヒルファディングはいう。「産業株式会社は、何よりもまず、産業資本家の機能の変化を意味する。なぜならば、それは、個人企業にあってはただ偶然的に現われうるにすぎないこと、すなわち産業企業者の機能からの産業資本家の解放を、原則として

伴うからである。この機能変化は、株式会社に投下される資本に、その資本家にとって純粋な貨幣資本の機能を与える⁽¹⁾、と。また別の箇所でも、「株主は産業企業者（資本家）ではない。彼は、何よりもまず、ただ貨幣資本家である⁽²⁾」といている。このように彼が株主を貨幣資本家と規定することが、配当の利子化を説明する場合の鍵になっている。

ところで、すでに批判されつくしている、ヒルファディングの配当の利子化と配当即利子との混同の問題も、株主の貨幣資本家——厳密には貸付可能貨幣資本の所有者としての貨幣資本家、したがってヒルファディングでは単なる貨幣資本所有者とみる点で遡っている——化と、株主即貨幣資本家との混同と不可分のものである。

この点、今野登氏が鎌田正三氏を批判されて、「いわゆる配当の利子化なる過程が、たんなる擬制関係の成立の過程ではなく、現実的な運動過程をなすものであるかぎり、配当を規定するさいに株式会社と株主との二様の立場が必要であろうとされ、配当と利子との区別を強調されることには、わたくし（今野氏—引用者）は疑問をもたざるをえない。ここではむしろ利潤が利子の形態で取得されるという現実的な運動過程そのものが理論的に展開されることが重要である⁽³⁾」といわれるのは、極めて重要な指摘である。しかし今野氏にあっては、このような射た指摘がなされているにもかかわらず、その理論展開には幾つかの疑問点がふくまれている。引用したところからも知れるが、配当の利子化過程がたんなる擬制関係の成立過程ではないという指摘にあらわれている。また別の箇所でも、「配当は利子の形態で取得される利潤であり、それがさらに利子に擬制されねばならないという関係にはないのである。いわゆる配当の利子化を擬制関係の成立過程をなすものとする論理は、——すでにふれたように——いわば株式会社の立場に立って分析を進めることにほかならない⁽⁴⁾」ともいっておられる。ところで、鎌田正三氏の指摘によれば、ヒルファディングは株式会社の立場と株主の立場との混乱がみられる⁽⁵⁾、と。しかしそのような混乱はともかく、株主と株式会社の立場の対立というのは所有と経営＝機能との対立であって、この対立のもとで配当を、または配当の利子化を明らかにすることこそが問題なのであって、立場の混乱の問題としてとりあげられる

べきではなかろう。ヒルファディングの態度においても、「産業資本家の機能の変化」として、所有と機能との、いかえれば利子と企業者利得との対立の中で配当をとらえようという意図をみることができよう。ただヒルファディングにおける混乱は、擬制資本について誤って理解するがために、すなわち貸付資本と株式資本との同一性を媒介するものとしてとらえられることによってひきおこす混乱である。貸付資本と株式資本の媒介が、循環形態上の問題として行なわれることから、即座に株主即貨幣資本家が導きだされる。そしてその結果は、配当即利子、企業者利得の創業利得としての実現が結論されるのである。

したがってまた、そこから派生する問題として、株主一般として貨幣資本家化するのかという問題がある⁽⁶⁾。こうみてくるとき、今野氏の主張は、ヒルファディングを批判排斥されるあまり、そこにあった問題そのものまでも看過されることになったのではなかろうか。すなわち、株式資本そのものの位置づけを明らかにすることと、配当概念の明確化とがきりはなされえないのであるから、株主は貨幣資本家だということからはじめるのではなく、株主が貨幣資本家化す機構と必然性とはじめられるべきであったろう。もちろん氏においても擬制資本家の問題にはふれられている。しかしそれは株主が貨幣資本家たることから逆に擬制資本＝株価の成立が論じられる点で問題である⁽⁷⁾。

かくてヒルファディングでの配当の利子化と配当即利子との混同は、もともと貸付資本を理解せず、ひいては擬制資本をも正しく理解しない以上、当然のことである。さらにまたその混同もたんに量的規定としての混同におわらざるをえないのである。株主即貨幣資本家とみれば、配当はもともと利子以外のものではありえないであろう。あとはただ第一次の所有者と第二次の所有者とで受けとる収益が違う点、すなわち利廻りの問題のみである。株式資本と貸付資本の形態的同一性の擬制化による論証において、この利廻りの問題も一挙に片づけられるのである。だから、ヒルファディングにかかる混同があったといっても、もともと質的問題としての混同ではありえなかったわけである。したがって彼における質的混乱は、ただ貸付資本と貨幣資本との混乱でこそあったのである。

さて、われわれにとって配当は産業資本の利子うみ資本化が、擬制資本の成立において完成せざるをえないということ、すなわち、株主が貨幣資本家と機能資本家との二重の性格をもつことの矛盾を表現するものとして配当をとらえる。この内在的矛盾の外化の過程こそ配当の利子化にはかならないと考える。すなわち、株主一般の貨幣資本家化と、その対極における資本経営者層の成立とである。配当概念そのもののうちに、すでに利子化の契機をみとめうるし、またそのことによってのみ、無額面株の出現の意味をも正しく位置づけうるのではなからうか。資本そのもののうちに、商品——貨幣——資本という展開の道筋において所有と機能の分離の必然的契機が成熟する。したがってそれは資本の循環諸形態の措定を前提とするものである。その上で現実資本に対する貨幣資本の措定がなされ、ここに所有と機能の分離の可能性が成立する。ただその現実化のためには、たとえば産業資本にとっては株式会社という制度・機構が必要なのである。かくて株主はその出発点においてすでに分裂の契機を内包しており、またその点において株主の本質がしめされているのである。それ故にまた、配当は利子そのものでなくとも、範疇的には利子に属するというべきであろう。「資本関係の外在化」は、かかるものとして独占資本主義段階で完成する。だからこそ、配当概念は形態規定を与えられた利潤概念にはかならないし、しかも資本一般ではなく、個別性論での資本の問題たることにおいて、たとえば大資本と小資本という具体的規定性においてとりあつかわれているはずである。しかも株式会社制度の一般化しているこの段階では、それは大所有と小所有として発現せざるをえない。したがって配当が利子範疇に属することも、現実過程ですでに実証されつくしているであろう。

次に、自己資本・他人資本からむ問題をとりあげよう。ヒルファディングにとっては、自己資本と他人資本の区別は平均利潤と利子の問題である。たとえば、「市況が不利であれば、信用利用の利益は別の仕方では表わされる。他人の資本を利用する資本家には、彼の価格を、彼が他人の資本を利用する範囲では、生産価格（費用価格プラス平均利潤）以下に、 $K + Z$ （費用価格プラス利子）まで下げることが可能である。したがって彼は、彼の自己資本に対する利潤を減らすことなしに、彼の商品の総量を生産価格以下で売ることができる。

彼が犠牲にするのは、他人資本に対する企業者利得だけで、自己資本に対する利潤ではない⁽⁸⁾という言葉によっても知れる。かくてヒルファディングでは、平均利潤は最小限自己資本においてのみ成立すればよく、他人資本については利子部分のみが実現すればよいとするのである。利潤形態から利子形態への展開が、自己資本と他人資本との区別において、総利潤の平均利潤と平均利子への分割として、全く同次の概念としてとりあつかわれている。彼の場合、株式会社においては、さらにこの平均利潤が利子と企業者利得（＝創業利得）とに分割されるのである。ここにいたって、平均利潤は全く利子に席をゆずり、ただ配当が一般的には平均利潤率によって規制されるという役割において舞台裏に姿を消すことが可能になる。すなわち自己資本の他人資本化の機構こそ、株式会社制度にほかならなくなるのである。あとには企業者利得という形態で先取りする銀行資本のみがのこる。この他人資本化された自己資本は銀行にとっての自己資本化された他人資本でもある。なぜなら、貨幣資本の産業資本への転態は、銀行の仲介によってのみなされると前提されているからである。かくて企業者利得は銀行の手に入り、銀行の純利得は長期的には発行利得に一致し、ここに媒介環としての銀行が、彼なりにきちんと位置づけられるわけである。こうして結局ヒルファディングにおいては、利潤と利子との関係、いいかえれば資本の物化＝商品化は理解されず、貸付資本の無理解さが黒々と影をおとすことになったのである。こうしてみると、ヒルファディングの創業利得論での困難の一つたる、配当の利子化と配当即利子との混同の背景に、利潤と利子との同次的理解があるといわねばならないであろう。

さて、次に第三の問題に移ろう。それはヒルファディングの株式会社論が、個別性論としての正しい形態規定を与えられず、一般性論としてとりあつかわれていることに起因する問題である。彼においては、株式資本の質的規定においてすでにみえたような誤りをおかしているが、それは別にしても、株式会社論として資本集中の理論を欠ぐのである。というのも、株式会社論が単に「資本の動員」の問題としてとりあつかわれているということである。したがって、市場論的規定をうけたものとしてではなく、ただ遊休貨幣資本の蓄積と⁽¹⁰⁾その産業資本への転態を規制する「それ自身の客観的に制約された諸規定」の

みが問題にされる。競争の制限と景気変動とにかかわる制約の問題である。

「資本の動員」は「生産過程に触れるところばない。それはただ所有に触れるだけ」だから、貨幣資本家としての「各個の資本家にとって利潤率の平均が実現されている」にしても、現実資本としては「この不等も、その均等化の傾向も、依然として存在」しているのである。現実資本としての均等化は、資本主義の発展とともに一層困難をます。そこでは「資本の動員」と同時に発展する「企業の結合」を傾杆として、巨大企業間の結着のない激しい競争が行なわれ、そのために一般的利潤率はともどもに低下せざるをえない。一方そのような巨大企業群の対極において「個人資本がなお支配的であって所要資本が比較的小さい諸部面」において平均利潤以下の利潤はまた一般的である。すなわち過剰資本の存在形態にほかならない。こうしてヒルファディングでは一般的利潤率の低下が巨大企業群と弱小・過剰資本群のそれぞれの競争の結果として複合される。このことから「資本力が十分に強いところ」では、銀行の介入によってその克服の傾向があらわれる。資本の「独占的結合」がそれである。ヒルファディングではたんなる結合生産と独占的結合生産とが区別されているようにみえる。この点はいいとして、一般的利潤率の低下の複合的説明、さらには生産過剰と資本過剰からの説明、また、「資本力が十分に強いところ」の形成が前提されるだけで何らの論証も加えられていない点に難点がある。しかも大企業と弱小企業との関連が無視され、統一的把握がなされていないのも問題である。かくてヒルファディングの独占成立の理論は、個別的諸資本——なかんずく巨大企業——の結合として、しかも総資本としての総括的立場とは全く無関係に論じられている。このような理解からみれば、彼の株式会社論から独占理論へ展開することは全く不可能であって、それとは別個の問題を途中ですべりこませることによってのみ、独占企業の成立を論じうるにすぎなくなったのである。

すなわち、もともとヒルファディングの株式会社論の中に、「資本の動員」の問題はあっても資本集中の問題はふくまれていないことによる。市場論のもつ意味を理解せず、資本集中の起動力を銀行の介入にもとめねばならないのが、彼の株式会社論の限界であろう。

最後の問題として、支配集中の問題をとりあげねばならない。ヒルファディングでは次のように理解されている。株式会社における拡張は「経営の自己収益による本来の蓄積からは独立して行われるようになり、直接に増資によって行われうる」⁽¹¹⁾。「資本調達」と蓄積とが区別されている。この区別はすぐれた指摘だが、ただ両者の内的連関が不明確な点で問題がある。それはともかく、株式会社の蓄積形態がこのようなものであることにおいて、貨幣資本の産業資本への転態が問題になるのである。その転態に介入する銀行は、介入が必然的であることにおいて支配権を確立するのである。「銀行制度の発展とともに、銀行と産業との関係の編み合せがますます緊密になるとともに、一面では銀行相互間の競争をますます排除し、他面では一切の資本を貨幣資本の形態で集積して銀行の媒介を通じてのみこれを生産的資本家に用立てる、という傾向が強くなる」。だから、結局は「この傾向は一つの銀行または一つの銀行群が全貨幣資本の処理権を握る、ということに至らしめるであろう」。したがって、そのような銀行—中央銀行は「全社会的生産の上に統制を及ぼす」⁽¹²⁾ことになり、かくて資本主義の組織化が主張せられるにいたるのである。資本集中が企業の結合におきかえられることにより、結合の動因としての銀行資本による介入と、結合の紐帯—人的結合としての支配の集中とが、ヒルファディングでは生産の組織化にまでたどりついたのである。その第一の原因は諸資本の対抗関係を、結合生産において完全に止揚してしまったこと。いいかえれば資本集中を結合生産の側面のみでとらえ、その中で資本の対抗関係を看過したことによる。この点はすでにレーニンが批判するところである。かくて資本集中はそのまま支配集中の問題におきかえられることが可能になったのである。資本の対抗関係—市場の問題から集中が生じ、その集中それ自体が諸資本の対抗関係の表現以外のものではないのである。この意味においてのみ資本集中論は独占理論への転回軸たりうるであろう。

こうして、ヒルファディングの株式会社論はそれ自体何らの独占理論への転回軸をもたないし、また転回軸ともなりえないのである。株式会社論がそのようなものであるが故に、貨幣資本—銀行こそが軸にならざるをえず、流通主義的独占理論といわれる根拠があるわけでもある。

なお、ヒルファディングでは「諸企業の集積」と「所有の集中」とが区別されている。⁽¹³⁾このことは極めて重要な指摘である。ここから、一つには「株式による所有の民主化」の外観が発生し、二つには「生産資本に対する現実の処理権は、そのただ一部分を現実に齎出したにすぎない人々に帰属する」こと、すなわち支配の集中が導きだされるのである。そこで問題になるのは、資本所有者の「不完全権利の所有者」＝無機能資本家化の論理である。株式会社制度とその拡大とが所有運動の個人的諸偶発事からの解放を可能にすることと、資本所有の大所有者と小所有者との分裂と一部大所有者への支配権の集中から説明される。ただし、貨幣資本としての側面でのみとらえられるかぎり、機能との関連は不明確とならざるをえない。そこで貨幣資本の集中を銀行資本に代位させ、銀行資本による産業資本支配を主張する。しかし、もともと株主の二重性を理解しないかぎり、誰の手から支配権が移転するのかわからなくなる。なぜならヒルファディングでは株主はたんなる貨幣資本家にすぎないのであるから。それはともかくとして、銀行資本の手にわたった支配権は銀行経営資本＝自己資本にわたる。かくて人的結合を紐帯とする銀行と産業との癒着は、このようなものとしての支配の集中にはかならないのである。かくて、「他人資本の集積された力の代表者（銀行役員）」の派遣による融合とは、したがって無内容なものとならざるをえないであろう。

ヒルファディングでは、株主一般として貨幣資本家であるから、大所有者と小所有者との区別は、株主一般として「制限された所有」において、「小数株式の所有者に小数に対する無制限支配権を与え、かくて大多数の小資本家の所有はますます制限され、生産に対する無制限処理権は除かれ、生産支配者の範囲はますます狭くなる」⁽¹⁴⁾ことに負うと、とらえられている。しかし、株主一般が貨幣資本家と規定することから、どうして支配の集中が導きうるのだろうか。ここにおいて貨幣資本家と貨幣資本家化との混同があるのではなかろうか。われわれは株主とは貨幣資本家と機能資本家との二重性をもつものとして規定してきた。この矛盾は擬制化において発現した資本それ自体の矛盾の発現形態をなす。しかもこの矛盾の具体的過程＝形態規定をうけた矛盾は、大資本と小資本との対抗が現実資本と貨幣資本との分裂する段階において、貨幣資本

の大所有と小所有の対立をふくむものとしてあらわれる。そしてこのような具体的規定性のもとで、株式資本の一般的な利子うみ資本化が、とくに小所有のもとで集約的に表現されるにいたる。このような所有と機能との分裂の完成においてこそ、人的結合の意味が明らかになるであろう⁽¹⁵⁾。それは所有と機能の分裂の一部回復であり、大所有者のためのみの回復にすぎない。この段階において資本所有の集中と機能の集中とが分裂し、しかるが故に資本の集中は支配の集中を随伴するのである。しかも現実資本の集中との関係を復活させるために。

- (1) ヒルファディング, 前出, (上), 174頁。
- (2) 同書, 176頁。
- (3) 今野登「株式会社の基礎範疇についての考察」『武蔵大学論集』7巻2・3・4合併号(開学記念論文集), 22頁。
- (4) 同書, 32頁。
- (5) 鎌田正三「株式会社金融再論—創業利得に関する研究ノート」研究年報『経済学』52号, 121頁。
- (6) たとえば鈴木鴻一郎教授はヒルファディングでは群小株主における貨幣資本家と理解すべきように主張される(「『創業利得』について」, 揚井・大河内・大塚編『帝國主義研究』矢内原忠雄先生選歴記念論文集, 下巻, 18頁)。しかしヒルファディングが株主を貨幣資本家とみたのは資本循環形態の側面からとらえたのであって、その故に彼にとっては大株主か小株主かは株主が貨幣資本家たることの規定においては、初めから問題にならなかつたと考えられる。なお、これらの点は創業利得論に重要な関連をもつのであるが、この点については拙稿「『創業利得』について」(鹿児島県立短期大学『紀要』14号)を参照されたい。
- (7) 今野, 前出, 23—4頁。
- (8) ヒルファディング, 前出, (上), 147頁。
- (9) 同書, 308頁。
- (10) 同書, 310頁。
- (11) 同書, 211頁。
- (12) 同書, 318—9頁参照。
- (13) 同書, 220頁。
- (14) 同書, 221頁。
- (15) 支配機構の問題について、馬場克三教授は次のように強調される。すなわち、「われわれもまた、株式会社が株主支配の機構であることを認めるものであって、この点で宇野教授と異った見解をいだくものではない。だが問題は、資本の集中にともなう所有の社会化が生じてくるのに対応して、所有による支配の形態もまた社会化せざるをえないのではないか、という点に存するのである」(「株式会社論に関する覚え

書』・九大『経済学研究』，28巻2号，21頁）。そこでこの社会化された支配の形態においては、「もはや個別的経営的な低次化した大株主支配に直接の解決を求めるわけにはいかない」しそれにかわるものとしては「管理者たちによる支配」があらわれる。そしてそこでの意味は、「社会化した支配機構の究極の根源は、もはや個人的所有や個人の集団の所有に求められるのではなく、これら個人的所有に基づきながらしかもこれらをこえてこれらの所有を与えている疎外された資本家的生産機構そのものに求められるのではなからうか」（同書，23頁），と。

そこでわれわれは、この管理者—機能者と所有者との間の関連と断絶の問題を、いわゆる経営者支配の発生根拠と形成過程を追求するなかで、もう一度確めておこう。

(1) 株式会社制度のもとで、資本の所有と機能との分離が完成する。株式資本が擬制資本として利子うみ資本の一存在形態となる。この段階において、機能資本家の管理者化は進み、その対極で、株主一般として貨幣資本家化が進む。ただし、株主一般の二重性が、このように外在化するのには、所有の階層分化を契機として要求する。このような分裂と、機能資本家の管理者化の成立によって、逆に人的結合による分裂の回復——資本制生産からの疎外の回復——が必然化と同時に可能にもなるのである。しかも、単なる回復ではなく、錯又した関係を含む資本の総括機構の形成における回復である。また、現実資本の集中と貨幣形態としての資本の集中が切りはなされるが、これは貨幣資本集中と支配集中との分裂の中で、支配集中をとおして現実資本の集中に結びつく。ただし、間接的なかたちでの集中であるが。というのは支配会社の経営をコントロール出来るということは、資本の現実的集中と同じ機能を果すからである。支配集中にとっては、この側面が基本的に重要である。

(2) 経営者支配を根拠づけるものは、一つには内部留保の増大という意味であろう。ところがこの内部留保をそれ自体切りはなしてみれば、たしかに経営者支配の根拠になるかも知れない。しかし、創業利得との関連でみると違って来るであろう。われわれは創業利得と内部留保をその内実——超過利潤——において同一とみ、この超過利潤の実現形態の問題として総合的にとらえる。すでにみてきた株主における矛盾は、利潤分配の問題としては利潤を利子形態でうけとらざるをえない過程で、超過利潤の帰属における矛盾をさらけ出す。これは、株主が大株主と小株主に分裂しているという具体的内容に起因するところのものである。利潤の利子形態での分配において、超過利潤は創業利得として実現する。しかしそこでは超過利潤の株主一般への帰属において、大所有者をして新しい方途を求めさせる。すなわち、内部留保は株主一般ではなく大所有者と小所有

者との矛盾の発現にほかならない。ここにいたって、小株主と小資本家（小産業資本家）とは同次性を回復する。

(3) 大所有者と小所有者の矛盾が経営者支配という形態をとるのは、いわば所有の集中と機能の集中とが分裂することにおいてである。そしてこの分裂の客観的条件は、株式会社制度そのものである。このようなもとの大資本＝大所有者と小資本＝小所有者との矛盾対抗が、支配の集中を生み出すのである。すなわち所有と機能の分離の回復の具体的形態としてである。それ故に人的結合がその回復のための紐帯にならざるをえないのである。かくて資本集中の果実を、大所有者が所有者たることにおいて壟断する手段

- ・形態こそ経営者支配の本質にほかならない。

(1963・10・15)